

○広川町危険ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 5 日

告示第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震発生時等におけるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、ブロック塀等の撤去を行う者に対し、広川町危険ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。交付については、この要綱に定めるもののほか広川町補助金等交付規則（平成 18 年広川町規則第 10 号）の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀をいう。
- (2) 道路 広川町耐震改修促進計画に位置付けた道をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者（国、地方公共団体又は都市再生機構等の公的事業主体を除く。）をいう。
- (4) 敷地 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 号に定める敷地をいう。

(補助の対象者)

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等の撤去を行う所有者等とし、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 本町の町税及び税外徴収金を滞納していないこと。

- (3) 広川町暴力団排除条例（平成 22 年広川町条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団員でない者又は第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

（補助対象工事）

第 4 条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）

は、町内にある次のいずれかの要件を満たす道路に面する高さが 1 メートル以上のブロック塀等を全て又は一部撤去する工事とする。ただし、他の制度による補助金の交付を受けるものを除く。

- (1) 診断カルテ（別表）で 40 点未満のもの
- (2) その他町長が災害時に安全上支障があると認めるもの

2 前項のうち一部撤去する工事は、次の要件全てを満たすものとする。

- (1) 事業完了後に診断カルテ（別表）で 70 点以上となるもの
- (2) 事業完了後に高さが 1.2 メートル以下となるもの
- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）第 42 条に規定する道路内に存しないもの

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、1 敷地当たり補助対象工事に要する経費の 3 分の 2（千円未満切捨て）又は 16 万円のいずれか低い額とする。ただし、予算の範囲内の額とする。

（事前協議）

第 6 条 補助対象者は、次条の交付申請の前に、町長に事前相談票を提出し、撤去工事の内容等について事前協議を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助対象者は、補助対象工事に着手する前に補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて町長に申請（以下「申請者」という。）しなければならない。

2 前項の申請において、補助金に含まれる消費税相当額のうち、消費税法

(昭和 63 年法律第 108 号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額 (以下「消費税仕入控除税額」という。) がある場合の取扱いは、第 17 条のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第 8 条 町長は、前条による交付申請を受けたときは、その内容を審査し必要に応じて現地調査を行い、適当と認めた場合は補助金の交付を決定し補助金交付決定通知書 (様式第 2 号) により、申請者に通知する。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不相当である場合は、補助金不交付決定通知書 (様式第 3 号) により申請者に通知する。

3 町長は、第 1 項の規定による交付決定の通知において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

4 申請者は、第 1 項の交付決定の通知を受けた後に、補助対象工事に着手しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第 9 条 申請者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により事業を中止し、又は廃止する場合には、遅滞なく補助金交付申請取下届 (様式第 4 号) により町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、町長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付申請の内容の変更)

第 10 条 申請者は、第 8 条の規定による交付決定の通知を受けたのち、事情により交付申請の内容を変更するときは、遅滞なく補助金交付変更申請書 (様式第 5 号) に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 第 8 条の規定は、前項の場合に準用する。

3 交付決定額の変更を伴わない軽微な変更が生じる場合は、遅滞なく申請内容変更届 (様式第 6 号) を町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第 11 条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は事業実施年度の 2 月末日のいずれか早い日まで
に補助金完了実績報告書（様式第 7 号）及び関係書類を添えて町長に報告し
なければならない。

（補助金の額の確定）

第 12 条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容
を審査し必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の成果が
補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、
交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 8 号）により
当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、補助金
交付請求書（様式第 9 号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第 14 条 町長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付す
るものとする。

（交付決定の取消し）

第 15 条 町長は、申請者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金
の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第 12 条の補助金の額の確定通知を行った後においても同
様とする。

3 町長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補
助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）を申請者に対し通知しなければ
ならない。

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 11 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第 17 条 申請者は、第 7 条の規定による補助金の交付申請において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請すること。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

2 申請者は、第 11 条の規定による実績報告書を提出するに当たって、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告すること。

3 申請者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前 2 項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第 12 号）に係る書類を添えて、遅滞なく町長に報告するとともに、これを町に返還しなければならないこと。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年度から施行し、令和 8 年度までの補助金について適

用する。

附 則（令和3年3月31日告示第35号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年度までの補助金について適用する。

附 則（令和6年3月21日告示第24号）

この告示は、令和6年3月31日から施行する。
別表（第4条、第7条）

別表(第4条、第7条)

ブロック塀等の診断カルテ

申請者	氏名		整理番号		
	住所			調査年月日	H 年 月 日
	電話番号			市町村名	
塀の概要	所在地		所属名		
	種別 (どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造(れんが造、石造、コンクリートブロック造、その他)			
	延長・高さ (撤去範囲)	延長	m・高さ	m	
	撤去方法 (どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 一部撤去 → (<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路内にある <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路内にない)			
設置場所 (どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 道路に面している(前面道路幅員 m) <input type="checkbox"/> 道路に面していない				
調査者氏名					

A. 基本性能の診断〔基本性能値〕

診断項目	基準点	評価点
建築後の年数	10年未満	10 ①
	10年以上、20年未満	8
	20年以上	5
高さの増積み	なし	10 ②
	あり	0
使用状況	塀単独	10 ③
	土留め・外壁等を兼ねる	0
塀の位置	塀の下に擁壁なし	10 ④
	塀の下に擁壁あり	5
塀の高さ	1.2m以下	15 ⑤
	1.2mを超え、2.2m以下	10
	2.2mを超える	0
塀の厚さ	15cm以上	10 ⑥
	12cm	8
	10cm	5
透かしブロック	なし	10 ⑦
	あり	5
鉄筋	あり	10 ⑧
	なし	0
	確認不能	0
控え壁・控え柱	あり	10 ⑨
	なし	5
かさ木	あり	10 ⑩
	なし	5
基本性能値(①～⑩までの評価点の合計)		A 0

B. 壁体の外観診断〔外観係数〕

診断項目	基準係数	評価係数
全体の傾き	なし	1.0 ⑪
	あり	0.7
ひび割れ	なし	1.0 ⑫
	あり	0.7
損傷	なし	1.0 ⑬
	あり	0.7
著しい汚れ (風化・劣化)	なし	1.0 ⑭
	あり	0.7
外観係数(⑪～⑭の最小値)		B 0.0

C. 壁体の耐力診断〔耐力係数〕

診断項目	基準係数	耐力係数
ぐらつき	動かない	1.0 C
	わずかに動く	0.8
	大きく動く	0.5

D. 保全状況の診断〔保全係数〕

診断項目	基準係数	保全係数
補強・転倒防止対策等の有無	あり	1.5 D
	なし	1.0

総合評点(Q)の算定

基本性能値A	外観係数B	耐力係数C	保全係数D	総合評点Q
0	0.0	0.0	0.0	0

総合評点	判定	調査者所見
<input type="checkbox"/> Q ≥ 70	安全と思われる。	
<input type="checkbox"/> 55 ≤ Q < 70	一応安全と思われる。	
<input type="checkbox"/> 40 ≤ Q < 55	注意を要する。	
<input type="checkbox"/> Q < 40	危険である。	

様式 略